

7福薬業発117号  
令和7年7月4日

各地区薬剤師会会长 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 竹野 将行

「災害医療・薬事対応に関する研修プログラム」に係る調剤報酬における  
連携強化加算の取扱いについて

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

研修プラットフォームにおける「災害医療・薬事対応に関する研修プログラム」の提供開始等につきましては、令和7年7月2日付7福薬業発第111号にてお知らせしたところです。

連携強化加算では、施設基準として災害時等に他の保険薬局等との連携に係る体制整備が求められています。当該加算の届出薬局におかれましては、本研修プログラムを活用し、薬局が所在する地域特性や医療環境を踏まえた対応を習得するため、年1回程度の研修・訓練への参加計画の作成・実施を引き続きお願ひいたします。

ご多忙かとは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日薬業発第 94 号  
令和 7 年 6 月 27 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 森 昌平

「災害医療・薬事対応に関する研修プログラム」に係る  
調剤報酬における連携強化加算の取扱いについて

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

研修プラットフォームにおける「災害医療・薬事対応に関する研修プログラム」（令和 6 年度薬剤師の資質向上等に資する研修事業、以下「本研修プログラム」という。）の提供開始等につきましては、令和 7 年 6 月 27 日付け日薬総発第 6 号にてお知らせしたところです。

一方、調剤報酬の連携強化加算においては、施設基準として災害の発生時等において他の保険薬局等との連携に係る体制整備が求められています（※）。

連携強化加算の届出薬局におかれましては、すでに必要な対応が実施されていることと承知しておりますが、今後は本研修プログラムをご活用いただくとともに、保険薬剤師が薬局の所在する地域特性や医療環境等を踏まえた対応を習得できるよう、年 1 回程度の地域の協議会や研修・訓練等への参加計画の作成・実施を引き続きお願いしたいと存じます。

災害の発生時等においては、地域の医薬品提供施設として薬局機能を維持することや、関係行政と連携し、避難所への協力等、災害の被災状況に応じた対応ができる薬局の体制整備が重要となります。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

※連携強化加算に関する施設基準

- 1 (1) (略)
- (2) 災害の発生時等において他の保険薬局等（同一薬局グループ以外の薬局を含む。）との連携に係る体制として、次に掲げる体制が整備されていること。
  - ア 災害の発生時等に、医薬品の提供施設として薬局機能を維持し、自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備されていること。

イ 医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行うことについて、災害の被災状況に応じた対応を習得する研修を薬局内で実施する、又は、地域の協議会、研修若しくは訓練等に参加するよう計画を作成し、実施すること。また、協議会、研修又は訓練等には、年1回程度参加することが望ましい。

ウ 災害の発生時等において、地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制が整備されていること。

(3)～(6) (略)

2～3 (略)

令和6年3月5日付け保医発 0305 第6号「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」第92の2連携強化加算より